

個別規程 IIJ 高圧スマートメーターB ルート活用サービス

平成 29 年 4 月 1 日現在
株式会社インターネットイニシアティブ

第 1 条(品目)

IIJ 高圧スマートメーターB ルート活用サービスには、次の品目以下この個別規程において「品目」といいます。)があります。

| 品目 | 内容 |
|--------------|---|
| ゲートウェイ:タイプ M | 当社が指定する機器(以下「IIJ 高圧スマートメーターB ルート活用サービス対応機器」といいます。)を用いて高圧スマートメーター(B ルート)のデータを取得し、契約者の管理する別のシステムで利用可能となる機能を提供するもの |
| ゲートウェイ:タイプ C | IIJ 高圧スマートメーターB ルート活用サービス対応機器(注 1)の管理機能及び当該管理機能を経由した高圧スマートメーター(B ルート)のデータを契約者の管理する別のシステムで利用可能となる機能(注 2)を提供するもの |

(注 1)高圧スマートメーター(B ルート)のデータを取得する機能を含まない機器とします。当該データの取得を希望する場合にあっては、品目を「ゲートウェイ:タイプ M」とする IIJ 高圧スマートメーターB ルート活用サービスの契約が必要になります。

(注 2)品目を「ゲートウェイ:タイプ M」とする IIJ 高圧スマートメーターB ルート活用サービスを契約している場合に限り、契約者の管理する別のシステムで利用可能となる機能を利用することができます。

第 2 条(最低利用期間)

IIJ 高圧スマートメーターB ルート活用サービスに係る IIJ インターネットサービス契約(以下「IIJ 高圧スマートメーターB ルート活用サービス契約」といいます。)における最低利用期間はありません。

第 3 条(IP アドレスの特定)

IIJ 高圧スマートメーターB ルート活用サービスにおいて使用できる IP アドレスは、IPv4 アドレス及び IPv6 アドレスとします。

2 契約者が IIJ 高圧スマートメーターB ルート活用サービス契約において使用する IP アドレスは、当社が指定します。

3 契約者は、前項の IP アドレス以外の IP アドレスを使用して IIJ 高圧スマートメーターB ルート活用サービスを利用することはできません。

第 4 条(利用資格)

IIJ 高圧スマートメーターB ルート活用サービスは、契約者名義が、当社が定める範囲の法人(法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。)である場合に限り利用することができます。

第 5 条(利用条件)

契約者は、第三者に販売する目的又は自ら利用する目的で IIJ 高圧スマートメーターB ルート活用サービスを利用することができます。

2 契約者は、IIJ 高圧スマートメーターB ルート活用サービスを第三者に利用させる場合においては、契約者と当該第三者との間の契約を締結することにより行うものとします。

3 契約者は、前項の契約において、当社が定める契約約款等に抵触し、又は逸脱する規定を置かないものとします。

4 第 2 項の契約に関し、第三者から苦情及び問い合わせ等がある場合は、契約者の責任において受付、対応、及び解決をするものとします。

5 IIJ 高圧スマートメーターB ルート活用サービスを利用するには、以下に掲げる全ての次項を満たす必要があります。

- (1) IIJ 高圧スマートメーターB ルート活用サービスの利用対象施設(以下「利用対象施設」といいます。)に一般電気事業者が提供するスマートメーターが設置されていること
- (2) 前号に掲げるスマートメーターの B ルートが利用可能な状態にあること
- (3) 利用対象施設にインターネットへの接続環境があること
- (4) IIJ 高圧スマートメーターB ルート活用サービス対応機器を当社が定める方法により調達すること
- (5) 品目を「ゲートウェイ:タイプ C」とする IIJ 高圧スマートメーターB ルート活用サービスにあつては、次条(契約内容の変更)第 1 項第 3 号及び別紙 1 備考に定めるデマンド通知が有効化されていること
- (6) 前 5 号に定める事項のほか、当社が指定する事項

6 契約者又は利用施設の管理者は、IIJ 高圧スマートメーターB ルート活用サービスを利用するにあたり、次の事項を行っていただく必要があります。

- (1) IIJ 高圧スマートメーターB ルート活用サービス対応機器を設置、稼働することができる電源及び場所の確保(別途当社の定める条件を遵守するものとします。)
- (2) IIJ 高圧スマートメーターB ルート活用サービス対応機器について、結線その他の物理的な設置作業(作業にあたって法定の資格者が必要となる場合を含め、必要な一切の工事手配等を含みます。)
- (3) 前 2 号の他当社が個別に指定するもの

第 6 条(契約内容の変更)

契約者は、次の事項について、IIJ 高圧スマートメーターB ルート活用サービス契約の内容の変更を請求することができるものとします。

- (1) 積算有効電力量取得間隔
- (2) データ保持期間
- (3) デマンド通知の有無
- (4) 前 3 号までに定める事項のほか、当社が指定する事項

第 7 条(解除の効力が生ずる日)

IIJ 高圧スマートメーターB ルート活用サービスにおいて、契約者が当社所定の解約申込書で通知をした場合、当該通知が当社に到達した日から 30 日を経過する日又は契約者が当該通知において解除の効力が生ずる日として指定した日のいずれか遅い日に、当該契約の解除の効力が生ずるものとします。

第 8 条(料金)

契約者が、IIJ 高圧スマートメーターB ルート活用サービスの利用に関して支払うべき料金の額は、別紙 1 のとおりとします。この場合において、初期費用及び月額費用の支払義務は課金開始日に発生するものとします。

2 品目を「ゲートウェイ:タイプ M」とする IIJ 高圧スマートメーターB ルート活用サービスの課金開始日は、B ルートからのデータを取得開始した日の翌月初日となります。ただし、B ルートからのデータが取得開始されていない場合であっても、IIJ 高圧スマートメーターB ルート活用サービスの接続を確立した場合にあっては、当該接続を確立した日から 2 ヶ月経過した日の翌月初日を課金開始日とみなします。

3 品目を「ゲートウェイ:タイプ C」とする IIJ 高圧スマートメーターB ルート活用サービスの課金開始日は、IIJ 高圧スマートメーターB ルート活用サービス対応機器と当社システムの接続が確立された日の翌月初日となります。

第 9 条(保証の限定)

IIJ 高圧スマートメーターB ルート活用サービスは以下の事項を保証するものではありません。

- (1) 常に利用可能であること
- (2) 契約者が送信したデータが滅失又は毀損しないこと
- (3) その他完全性、正確性及び契約者の利用目的への適合性

第 10 条(当社の責任の制限)

当社は、IIJ 高圧スマートメーターB ルート活用サービスの利用に起因して契約者に生じた損害（その原因の如何を問わず、IIJ 高圧スマートメーターB ルート活用サービスが利用できないことによる場合を含みます。）及び契約者が第三者に与えた損害について一切の責任を負わないものとします。

2 契約者が IIJ 高圧スマートメーターB ルート活用サービスの利用に関して第三者に与えた損害につき当社が当該第三者に当該損害の賠償をしたときは、当社は、契約者に対し、当該賠償について求償することができるものとします。

第 11 条(報告)

当社は、契約者に対し、必要に応じ合理的な範囲で、IIJ 高圧スマートメーターB ルート活用サービスの利用の状況について報告を求めることができるものとします。この場合において、契約者は、速やかに当該報告を行うものとします。

附則

平成 29 年 4 月 1 日施行

この契約約款は、平成 29 年 4 月 1 日から実施します。

別紙 1 IIJ 高圧スマートメーターB ルート活用サービスにおける 料金等 [第 8 条関係]

1 初期費用

| 品目 | 料金 |
|--------------|------------|
| ゲートウェイ:タイプ M | 別途契約者に示す金額 |
| ゲートウェイ:タイプ C | 別途契約者に示す金額 |

備考

(1)初期費用の額は、品目、積算有効電力量取得間隔、データ保持期間及びデマンド通知の有無によって決定するものとします。

2 月額費用

| 品目 | 料金 |
|--------------|------------|
| ゲートウェイ:タイプ M | 別途契約者に示す金額 |
| ゲートウェイ:タイプ C | 別途契約者に示す金額 |

備考

(1)月額費用の額は、品目、積算有効電力量取得間隔、データ保持期間及びデマンド通知の有無によって決定するものとします。